

平成 27 年 月 日

米 原 市 長 平 尾 道 雄 様

米原市コンポストセンター運営委員会
会 長 金 谷 健

米原市コンポストセンターの今後のあり方について（答申）（案）

平成 26 年 5 月 22 日付け米環保第 221 号にて諮問のありました米原市コンポストセンターの今後のあり方について、慎重に審議・検討を行った結果、下記のとおり答申します。

記

米原市コンポストセンターの供用開始から 10 年間はこの事業を継続し、その後は事業の廃止をすることが望ましい。なお、事業の廃止の時期については、施設の稼働状況および財政状況などを勘案し、事業の廃止後も牛糞が適切な処理ができるよう調整をした上、総合的に判断される必要があります。また、事業の廃止後の建築物を含めた施設の利活用については、地域の活性化が図れる事業を採用する必要があります。

【答申理由】

（１）施設計画から今日に至る経緯

平成 15 年に旧伊吹町において、農村地域から排出される有機性廃棄物（生ごみ、農業集落排水汚泥、牛糞（以下「資材」という。））を有機資源として農地還元するため、効率的かつ経済的な収集運搬および農地還元が可能な堆肥化（コンポスト化）施設を整備する計画が策定され、農村総合整備統合補助事業の農業集落排水資源循環統合補助事業として県の承認を受けました。その後、平成 17 年 2 月に坂田郡 3 町の合併により米原市が誕生し、この事業を継承し、同年 3 月に計画の一部変更が承認され、平成 19 年 2 月に米原市コンポストセンター（以下「コンポストセンター」という。）が供用開始されました。

（２）施設の処理量の推移（表 1 参照）

伊吹地域の生ごみ処理量は、平成 20 年度は 195,170 kg ありましたが、平成 25 年度には 183,180 kg となっており、処理量は減少傾向にあります。

また、農業集落排水汚泥は、当初は伊吹地域の汚泥のみを処理していましたが、平成 22 年度から山東地域の農業集落排水汚泥も処理していることから、その処理量は、平成 25 年度には 830,180 kg まで増えています。しかし、米原市に 11 施設ある農業集落排水処理施設のうち 7 施設は、供用開始から 30 年経過後に公共下水道へ接続する計画があり、農業集落排水汚泥の量は、今後減少する見込みです。

牛糞の処理量については、伊吹地域の酪農家（1件）からの持ち込みにより平成20年度が419,785 kg、平成25年度が469,950 kgで、ほぼ横ばいとなっています。

表1 コンポストセンター処理(計画および実績)量 (単位: kg)

	当初計画量 (変更計画量)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
生ごみ(伊吹地域のみ)	558,000 (189,000)	195,170	200,390	194,470	192,020	193,900	183,180
農業集落排水汚泥	1,271,000 (972,000)	329,136	326,035	910,400	819,890	823,200	830,180
牛糞	593,900 (648,000)	419,785	409,200	403,450	386,200	408,460	469,950

(3) 施設の修繕に係る費用

当初の保守および修繕計画では、10年間で1,720万円が必要とされていましたが、水気の多い資材を受け入れるため錆による機器の劣化が予想以上に進行し、実際には7年間で約2,000万円を支出しています。さらに今後2、3年後には5,000万円以上の大規模な修繕が必要になり、市の財政を圧迫する過大な投資となるおそれがあります。

(4) 国庫補助金に関する課題

コンポストセンターは、国庫補助事業の補助対象財産であることから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「適化法」という。)第22条に基づき、当初の補助金等の交付の目的に反して使用することができません。ただし、おおむね10年経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなされ、国の承認を受ければ財産処分をすることができるとされています。したがって、国への補助金の返還が発生しないよう、施設の供用開始から10年以上は事業を継続する必要があります。

また、事業の廃止後の建物の利用については、急速な少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化に対応するため、また地域活性化を図れるためのものでなくてはならないとされています。

(5) 市全域での生ごみ収集実施の課題

この事業の推進に当たっては、旧伊吹町で処理施設の規模や施設整備の計画を進めていたため、生ごみの分別収集については、平成18年12月から伊吹地域のみで行うこととなりました(表2参照)。

表2 可燃ごみおよび生ごみ収集回数の比較

	可燃ごみ収集(回数)	生ごみ分別収集(回数)
伊吹地域	1回/週	1回/週
米原、山東、近江地域	2回/週	なし

一方、市全域における生ごみ収集を実施するには、施設の拡大が必要となります。また、伊吹地域以外に、市で生ごみ収集用格納庫を設置する必要があることから新たな財

政負担となり、特に市街化区域内においては、空きスペースが無く、設置することが困難であると思われます。さらに、可燃ごみ収集および生ごみの分別収集の回数がそれぞれ1週間に1回では、市民の理解を得ることが困難であり、可燃ごみ収集回数を1週間に2回（現在の収集回数）を維持したままで生ごみの分別収集回数を1週間に1回以上とする必要があり、これらを実施することとなれば、当初の目的であった効率的かつ経済的な収集運搬を実現することは困難となります。

（6）コンポストセンターの今後のあり方について

米原市は、旧伊吹町の資源循環型社会の構築に向けたまちづくり計画を継承し、持続可能な取組として事業を実施してきました。引き続きこの事業を継続していくことが重要でしたが、搬入資材の当初計画量と実績量にかい離が生じたことおよび予想以上に早い機器の劣化による莫大な維持管理経費の負担が生じることから、この事業について、ゼロベースで見直しを図ることとなりました。

委員会では、この事業の導入から現在に至るまでを考察し、今後のあり方については、経済性、資材の適正な処理の観点から3つの選択肢（①現状システム（パレット式）で継続②システム変更して継続③休止・廃止・転用；表3参照）を想定し、各選択肢について今後10年間における事業収支を比較検討した上で、生ごみ分別収集の全市での取組などの今後の課題や、湖北広域行政事務センターによる広域的な資源循環型社会の構築に向けた施設整備計画との整合を図る必要があることも踏まえて、③を選択しましたが、特に適化法による補助金の返還が発生しないように、10年は事業を継続する必要があると判断しました。

（7）理念の継承の取組

この事業は、資源循環型社会の構築という観点から大きな成果がありましたが、この事業を発展的に、リサイクルよりも優先的に進めていくべきリデュースに取り組むことが重要です。日本では、食品廃棄物のうち約3割から5割が、本来食べられるのに廃棄される「食品ロス」であり、市民に対して生ごみの発生抑制を啓発し、食品残さを減量することが重要です。減量した上で、なお排出される生ごみについては、自己処理が可能となる家庭用コンポスト容器などの活用を促進するなど、市が循環型社会の形成に寄与する普及啓発を実施されるよう要望します。

表3 各選択肢の利点および課題

選択肢	説明	主な利点	主な課題	10年間の事業収支
① 現状システム（パレット式）で継続	現行の施設を修繕し事業の継続	農業集落排水施設整備補助金で修繕できる。	修繕後も錆による機器の故障が発生する。	▲ 205百万円
	農業集落排水汚泥のみで運転	生ごみを除くことにより堆肥化が容易になる。	修繕後も錆による機器の故障が発生し、平成32年度以降は農業集落排水汚泥が激減する見込み	▲ 237百万円
	牛糞と汚泥で運転	生ごみを除くことにより堆肥化が容易になる。	修繕後も錆による機器の故障が発生し、平成32年度以降は農業集落排水汚泥が激減する見込み	▲ 237百万円
	規模拡大、施設改修	生ごみ収集を全市に拡大できる。	新たな経費（収集・生ごみ格納庫設置経費等）の負担が発生する。	▲ 627百万円
	発酵の促進のため熱源の導入	発酵が促進される。	新たに改修費・燃料費が発生する。	▲ 217百万円
② システム変更して継続	閉鎖型攪拌式処理	生ごみ収集を全市に拡大できる。	新たな経費（収集・生ごみ格納庫設置経費等）の負担が発生し、さらに多額の改修費用（5億円）を要する。	▲ 908百万円
	重機による攪拌処理	生ごみ収集を全市に拡大できる。	新たな経費（収集・生ごみ格納庫の設置経費等）の負担が発生し、施設周辺地域への悪臭問題が懸念される。	▲ 637百万円
	閉鎖型攪拌式により汚泥のみで運転	管理運営が容易になる。	改修費用を要し、平成32年度以降は農業集落排水汚泥が激減する見込み	▲ 281百万円
③ 休止・廃止・転用	10年稼働して廃止	財政負担が抑えられる。	施設転用目的の明確化	▲ 98百万円
	10年稼働して休止（機器の故障による。）	財政負担が抑えられる。	故障するまで稼働する必要があり、事業廃止時期の計画が立てられない。	▲ 58百万円